

外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザル実施要領

1. 業務名

江戸川区立学校における外国語指導助手（以下「ALT」）による外国語指導業務

2. 目的

小学校・中学校における外国語活動・外国語教育に精通し、業務実績があり、かつALTの教育が徹底し、さらには、危機管理体制が万全で、法令遵守の徹底を図っている事業者をプロポーザル方式により選定する。

3. 派遣事業者選定の方法

選定は、外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会が別紙1「外国語指導助手派遣業務事業者の選定基準」に基づき、書類審査及び、プレゼンテーション審査を実施して派遣業務の候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下のすべての条件を満たしていること。江戸川区指名登録業者であることは問わない。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (4) 令和5年度以降、地方公共団体においてALT業務の受注実績があること。
- (5) 小学校、中学校のどちらの派遣業務にも対応可能な事業者であること。

5. 業務の概要

(1) 業務内容

別紙2「外国語指導助手派遣業務の概要」及び別紙3「要求仕様書」を参照のこと。

(2) 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. プロポーザルの日程（予定）

募集の周知開始	令和7年11月21日（金）
参加表明確認書の提出期限	令和7年12月1日（月）
第一次審査（書類審査）における書類提出期限	令和7年12月8日（月）
第一次審査結果通知	令和7年12月中旬ごろ
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年12月下旬ごろ
最終決定通知	令和8年1月中旬ごろ

7. 契約の締結

審査により特定された上位の事業者と協議し、業務内容を確定した上で、業務の締結をする。ただし、契約締結時の交渉が不調となった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。

なお、本派遣業務に関わる予算額に減額が生じた場合、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害発生に対して、本区は責任を負わない。

8. 第一次審査（書類審査）における提出書類（各1部）

A ・様式1「外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザル参加表明確認書」

B {
・様式2「外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザル資料」
・登記簿謄本（正本、履歴事項証明書）
・法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の納税証明書
（直近過去2カ年分、納付すべき税額が明記されたもの）
・社会保険料の滞納がないことを証明する書類
（直近過去1カ年分、日本年金機構（各年金事務所等）発行の社会保険料納入確認（申請）書）

9. 提出期限

A・・・令和7年12月1日（月）

B・・・令和7年12月8日（月）

10. 提出方法

（1）Aは下記「12」の事務局宛に郵送、持参、またはファクシミリにて提出すること。

（2）Bは下記「12」の事務局宛に郵送または持参にて提出すること。

※いずれも提出期限まで必着とする。当日消印は認めない。

11. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、様式3「外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザルに関する質問書」を下記「12」の事務局宛に、ファクシミリまたはE-mailにて、令和7年12月1日（月）までに提出すること。質問を取りまとめた上で、令和7年12月4日（木）までに、参加申込した事業者に対して、E-mailまたはファクシミリで回答する。

なお、上記の質問書提出以外での質問は受け付けない。

12. 事務局

江戸川区教育委員会事務局教育指導課

住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 5662-1634・1635

ファクシミリ 3674-5874

E-mail kyouikushidou@city.edogawa.tokyo.jp

担当 木山 朋江（指導主事） 日暮 剣進（事務係）

13. その他

（1）事前の交渉については一切受け付けない。

（2）様式2「外国語指導助手派遣業務事業者選定プロポーザル資料」の作成・提出にあたっては別途資料の添付は認めない。ただし、所定の様式の行数を追加することは可とする。また、行数の追加によるページ数の増加も可とする。なお、資料は両面印刷の上、30ページ以内に収めること。

（3）第二次審査（プレゼンテーション審査）の実施内容の詳細については、第一次審査（書類審査）を通過した事業者に対し、その決定通知とともに通知する。

（4）本プロポーザルへの参加に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

（5）本プロポーザルの応募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（6）申し込み後に辞退する場合は、事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。また、提出期限までに書類が提出されない場合も辞退とみなす。

（7）提出された書類等は返却しない。

（8）選定経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。